

弥生いこいの広場隣接地利活用市民懇談会
検討方策報告書（案）

平成24年12月

弥生いこいの広場隣接地利活用市民懇談会

I 基本方針

1 目的

弥生いこいの広場隣接地（以下「弥生リゾート跡地」という。）は、総合保養地域整備法（通称、リゾート法。以下「リゾート法」という。）に基づくスキー場計画の頓挫後、弘前市が「岩木山弥生地区整備計画」に基づき、「自然体験型拠点施設」用地として取得したものの、整備を中止して現在に至っています。

この弥生リゾート跡地の今後のあり方について、弘前市では弘前市議会等で以下の通り「基本的な考え方」を示しています。

基本的な考え方（検討の方向性）

- (1) 広く市民の意見を聴いて、今後の方向を定めていく
- (2) 自然に近い姿を念頭に置きながら検討を進める
- (3) 大型箱物施設を中心とした計画とはしない
- (4) 防災や利用上の安全面も考慮し整備の方向性を定めていく

また、これまでの当該地区の整備計画を巡る経緯を踏まえると、今後の整備の方向性の検討にあたっては、上記（1）のとおり広く市民の意見を聴くための「市民懇談会」などの設置の検討も必要となるが、運営にあたっては、外部の視点・手法を取り入れて、手法の透明性も確保することとしたい。従って、基本的な考え方の第5番目として以下も掲げることとする。

- (5) 懇談会などの運営にあたっては、大学等、外部のノウハウ・手法を活用することを検討する

弘前市は、この「基本的な考え方」に基づき、弥生リゾート跡地をめぐる現況等の事実の整理及び市民などの意見を集約する透明性の高い手法の開発等を行うことを目的として、大学の知識や手法を活用するため弘前大学人文学部との共同研究を行うこととしました。

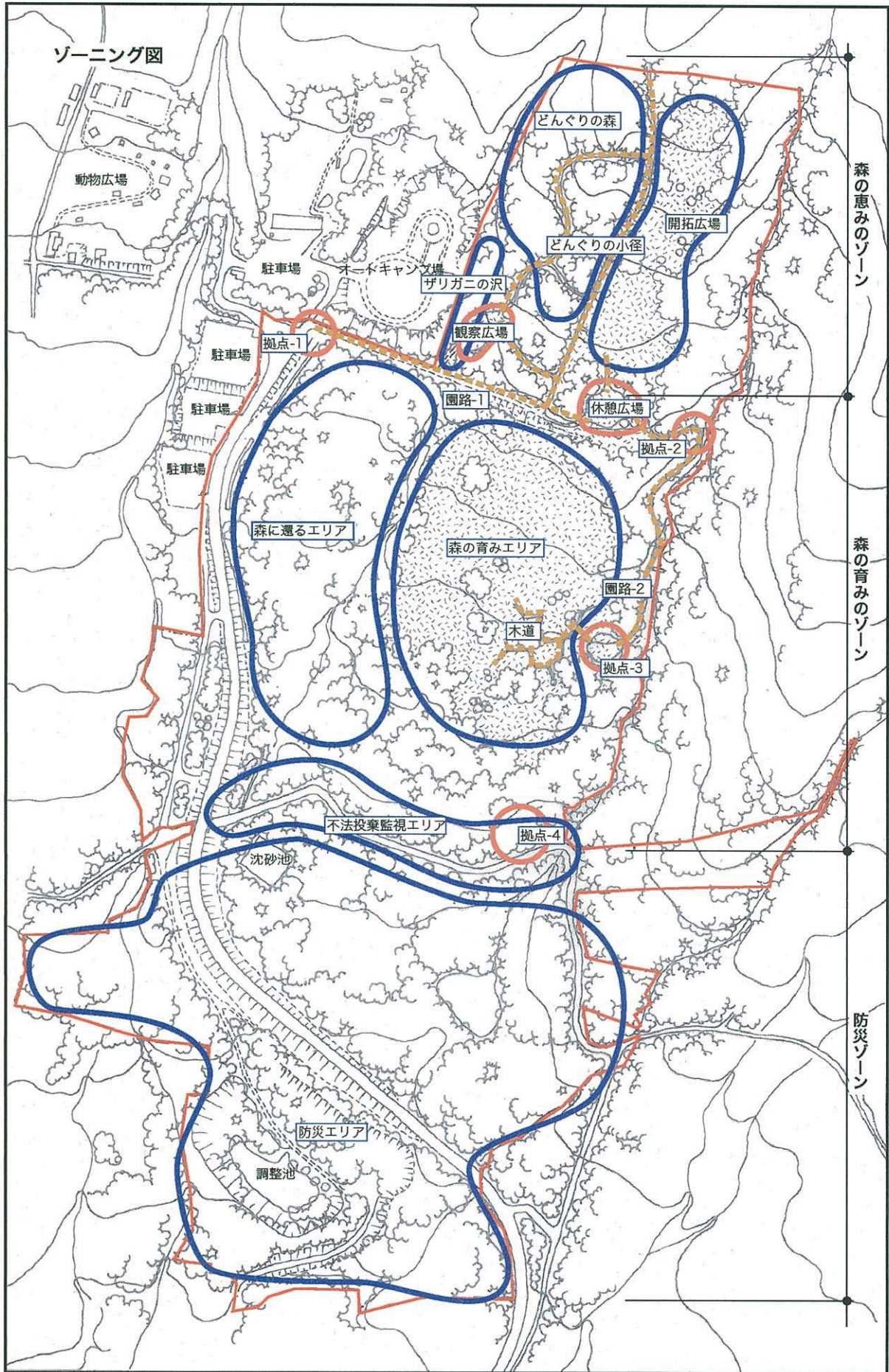
その後、平成21年11月26日に弘前大学との共同報告書市民説明会を開催しました。平成22年12月3日に当該報告書で提言された市民懇談会の設置方法や今後の進め方などの意見を聴取する懇談会が開かれました。

弥生いこいの広場隣接地利活用市民懇談会は利活用方策について検討を重ね、市に対して提案することを目的としています。

2 基本方針

基本方針を以下の通り提案いたします。

- (1) 当該地を調査した結果、大きく3つのゾーンに分けることを提案します。
- (2) 旧弥生スキー場跡地である西側の区域は、平成6年当時のスキー場開発が行われていない区域であり、雑木林として比較的自然が残されている場所であることから「(仮称) 森の恵みゾーン」とし、自然体験を主体にした利活用方を提案します。
- (3) 「(仮称) 森の恵みゾーン」の東側から市道百沢・杉山線（通称殿様道路）までの区域は、平成6年当時にスキー場開発が行われ造成工事等を行われた場所であることから「(仮称) 森の育みゾーン」とし、自然の遷移や再生力を観察する利活用方を提案します。
- (4) 市道百沢・杉山線（通称殿様道路）から東側の区域は、沈砂池や防災調整池、溜池があり、利活用には適さないことから「(仮称) 防災ゾーン」とし、立入禁止区域とします。



II ゾーンごとの整備イメージ

1 「(仮称) 森の恵みゾーン」

(1) 休憩広場

整備イメージ：眺望を活かした広場とし、「(仮称) 森の恵みゾーン」への導入拠点とします。

また、間伐材を利用した丸太のベンチやスツール程度とし、過度な休養施設の導入は行わないようにします。

案内板やサイン、注意標識を設置します。

事業期間：短期とします（供用開始前に整備します）。

工事手法：工事委託とします。

(2) 開拓広場

整備イメージ：現状のヨシを刈払い、樹木の間伐等を行い、見晴らしの良い明るい広場とします。

どんぐりの森から苗木の移植を行います。

トイレ跡等の危険及び不要な施設を撤去します。

事業期間：施設の撤去は短期とします（供用開始前に整備します）。それ以外は、継続事業とします。

工事手法：施設の撤去は工事委託とします。それ以外はボランティア整備とします。

(3) どんぐりの森

整備イメージ：現状の樹木を保全し、実生等の確保に努めます。

事業期間：継続事業とします。

工事手法：ボランティア整備とします。

(4) ザリガニの沢（観察広場）

整備イメージ：現状の保全に努め、観察場所を整備します。

事業期間：短期とします（供用開始前に整備します）。

工事手法：ボランティア整備とします。

(5) どんぐりの小径

整備イメージ：広場間の散策園路を整備します。

事業期間：短期とします（供用開始前に整備します）。
工事手法：ボランティア整備とします。

(6) 園路-1

整備イメージ：弥生いこいの広場駐車場からのアプローチ園路として整備します。
事業期間：短期とします（供用開始前に整備します）。
工事手法：工事委託とします。

(7) 拠点-1

整備イメージ：当該地への入り口として整備します。
事業期間：短期とします（供用開始前に整備します）。
工事手法：工事委託とします。

(8) 拠点-2

整備イメージ：「(仮称) 森の恵みゾーン」と「(仮称) 森の育みゾーン」の中継地点として整備します。
道標やサインを設置します。
事業期間：短期とします（供用開始前に整備します）。
工事手法：工事委託とします。

2 「(仮称) 森の育みゾーン」

(1) 森の育みエリア

整備イメージ：どんぐりの森等から実生を集め播種します。
また、苗木の移植等を行い、森作りを進めます。
湿地帯を見守ることにより、自然の遷移を観察します。
事業期間：中長期とします。
工事手法：ボランティア整備とします。

(2) 森に還るエリア

整備イメージ：アプローチ道路沿いは自然の遷移に委ねます。
事業期間：中長期とします。
工事手法：なし。

(3) 園路－2

整備イメージ：北側沿いの園路を整備します。

事業期間：中長期とします。

工事手法：ボランティア整備とします。

(4) 園路－3

整備イメージ：自然の遷移を観察するため、木道を整備します。

事業期間：中長期とします。

工事手法：ボランティア整備とします。

(5) 拠点－3

整備イメージ：湿地帯への導入拠点とします。

案内板やサイン、注意標識を設置します。

事業期間：中長期とします。

工事手法：案内板やサイン、注意標識は工事委託とします。
それ以外はボランティア整備とします。

(6) 拠点－4

整備イメージ：市道百沢・杉山線（通称殿様道路）からの管理用
を兼ねた入口とします。

物理的な侵入防止装置を整備します。

事業期間：中長期とします。

工事手法：工事委託とします。

3 「(仮称) 防災ゾーン」

(1) 防災エリア

整備イメージ：沈砂池や防災調整池等の防災施設が集中するエリ
アは現状維持とし、市が維持管理を行います。

事業期間：長期とします。

(2) 不法投棄監視エリア

整備イメージ：不法投棄を防止するため、市が監視するエリアと
します。

事業期間：長期とします。

4 その他

(1) ガイド養成

養成イメージ：「(仮称) 森の恵みゾーン」や「(仮称) 森の育みゾーン」を整備していく上で、ボランティアとして参加した者が、ガイドとしての知識や技術を身に付けることができるようにします。

事業期間：中長期とします。

(2) 登山道への連絡

整備イメージ：「(仮称) 森の恵みゾーン」のどんぐりの小径を整備し、岩木山への登山道に連絡することを表示します。

事業期間：中長期とします。

Ⅲ 弥生いこいの広場利活用市民懇談会の記録

★ 第1回市民懇談会

日 時：平成23年11月25日（金曜日）
午後6時30分から午後8時20分

会 場：船沢公民館 第一会議室

出席委員：澁谷リーダー、蒔苗委員、佐藤委員、神（聖）委員、前田委員、久保田委員、高田委員、阿部委員、竹浪委員、堀内委員

内 容：委員への委嘱状交付
今後の進め方について
土地利用の変遷について
利活用に関する意見交換

★ 第2回市民懇談会

日 時：平成24年1月16日（月曜日）
午後6時30分から午後8時40分

会 場：船沢公民館 中研修室

出席委員：澁谷リーダー、神（尚）委員、蒔苗委員、佐藤委員、神（聖）委員、前田委員、久保田委員、高田委員、阿部委員、竹浪委員、堀内委員

内 容：前回会議録の確認
前回の土地利用変遷について振り返る
マインドマップの作成、発表

★ 第3回市民懇談会

日 時：平成24年2月21日（火曜日）
午後6時30分から午後8時45分

会 場：船沢公民館 中研修室

出席委員：澁谷リーダー、神（尚）委員、蒔苗委員、前田委員、久保田委員、高田委員、阿部委員、竹浪委員、堀内委員

共同研究関係者：長尾様、対馬様、前田様

内 容：前回会議録の確認
利活用方策の意見交換
共同研究関係者との意見交換

★ 第4回市民懇談会

日 時：平成24年5月31日（木曜日）

午前9時から午前11時45分

場 所：弥生いこいの広場隣接地

出席委員：澁谷リーダー、神（尚）委員、蒔苗委員、佐藤委員、前田委員、久保田委員、竹浪委員

オブザーバー：竹谷様

内 容：現地調査及び資源探し

現地調査及び資源探しを踏まえての意見交換

★ 第5回市民懇談会

日 時：平成24年6月27日（水曜日）

午後6時30分から午後8時15分

会 場：船沢公民館 中研修室

出席委員：澁谷リーダー、神（尚）委員、蒔苗委員、佐藤委員、前田委員、久保田委員、阿部委員、竹浪委員、堀内委員

内 容：前回会議録の確認

前回の現地調査について振り返る

利活用方策についてのアイデア、問題点などを書き出し、地形図に貼りながら論拠を話す

★ 第6回市民懇談会

日 時：平成24年8月8日（水曜日）

午後6時30分から午後8時20分

会 場：船沢公民館 中研修室

出席委員：澁谷リーダー、神（尚）委員、蒔苗委員、前田委員、阿部委員、竹浪委員、堀内委員

内 容：前回会議録の確認

前回の懇談会の内容を振り返る

ゾーニングについて、個別の問題点、アイデア、その他について議論

★ 第7回市民懇談会

日 時：平成24年9月27日（木曜日）

午後6時30分から午後8時8分

会 場：船沢公民館 中研修室

出席委員：澁谷リーダー、神（尚）委員、蒔苗委員、神（聖）委員、久保田委員、高田委員、阿部委員、竹浪委員、堀内委員

内 容：前回会議録の確認
前回の懇談会の内容を振り返る
ゾーニング（案）、ゾーニング整備イメージ（案）を基に、整備手法について議論

★ 第8回市民懇談会（予定）

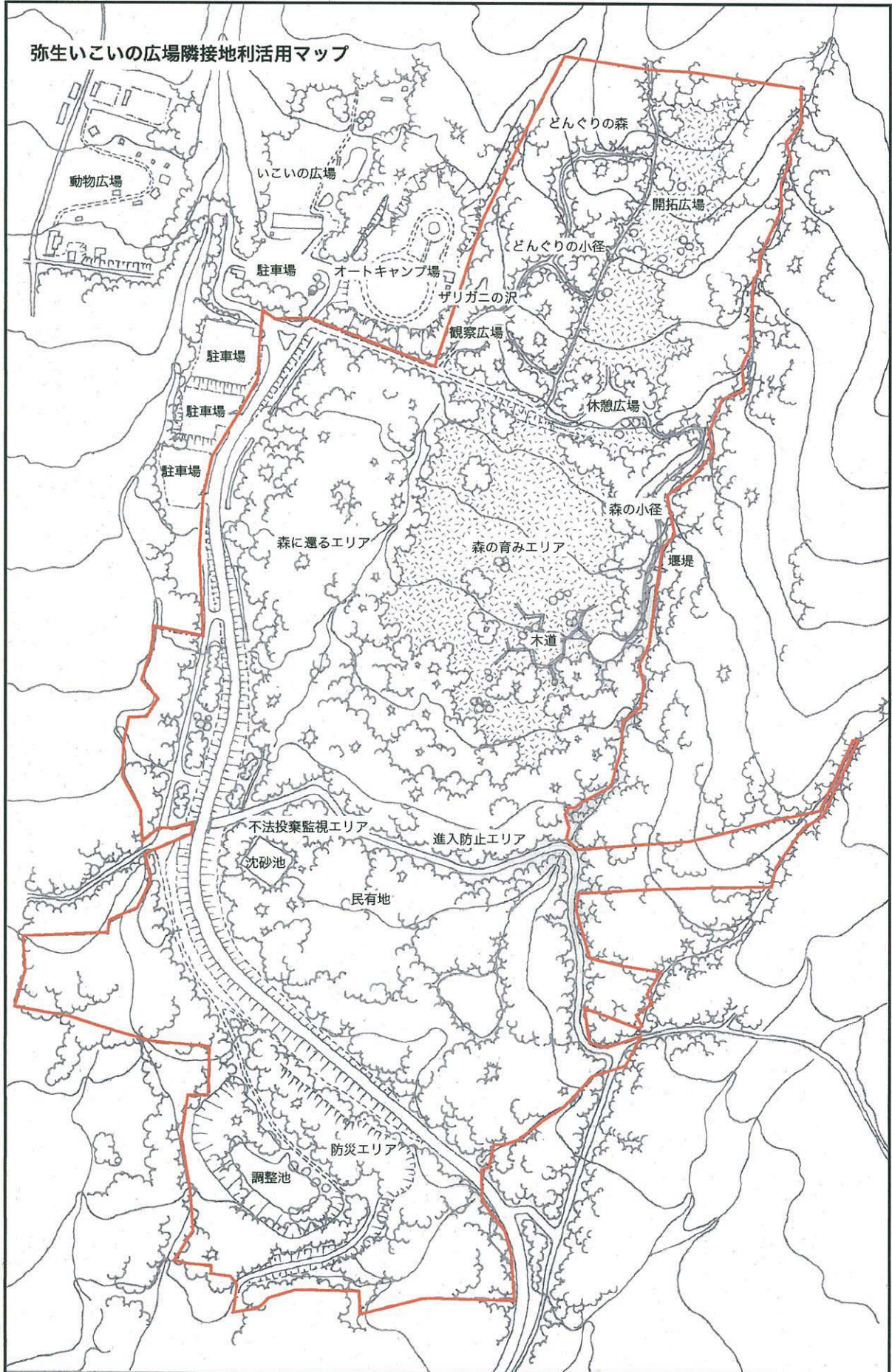
日 時：平成24年12月13日（木曜日）
午後6時30分から午後 時 分

会 場：船沢公民館 中研修室

出席委員：澁谷リーダー、神（尚）委員、蒔苗委員、佐藤委員、神（聖）委員、前田委員、久保田委員、高田委員、阿部委員、竹浪委員、堀内委員

内 容：前回会議録の確認
報告書（案）の内容について議論（予定）

弥生いこいの広場隣接地利活用マップ



弥生いこいの広場隣接地利活用市民懇談会設置要領

(設置)

第1条 弥生いこいの広場隣接地を市民が利活用する場所として、その利活用方法について、市民の参画のもと検討するため、弥生いこいの広場隣接地利活用市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 市民懇談会は、「弥生いこいの広場隣接地利活用方策検討事業報告書」（平成21年10月弘前大学人文学部と弘前市の共同研究）の内容を基本として、その利活用方法の検討に関し、次の活動を行う。

- (1) 現地及び周辺地域における資源探し
- (2) 検討内容に係る市民意見聞き取り
- (3) 利活用事業、利活用マップ等の提案
- (4) その他利活用に関する活動

(組織等)

第3条 市民懇談会は、学識経験等を有する者と第1条の設置目的に賛同する者をもって、13名以内で組織する。

- 2 市民懇談会には、リーダーを置き、学識経験等を有する者をもってこれに充てる。
- 3 第1条の設置目的に賛同するメンバーは、次の各号に掲げる者の中から選定する。
 - (1) 船沢公民館が推薦する者
 - (2) 地元町会長
 - (3) NPO等市民活動団体
 - (4) 公募による者
- 4 リーダー及びメンバーの任期は、2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第4条 市民懇談会の会議は、リーダーが招集し、座長となる。

- 2 リーダーは、市民懇談会を代表し、会務を総括する。
- 3 リーダーは、必要に応じて学識経験等を有するアドバイザーその他関係者に会議への出席を求めることができる。

(部会)

第5条 市民懇談会に、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会の運営は、リーダーが別に定める。

(庶務)

第6条 市民懇談会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、市民懇談会の運営に関して必要な事項は、リーダーが

別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

弥生いこいの広場隣接地利活用市民懇談会名簿

平成23年11月25日委嘱

	役職	区分	名前	
1	リーダー	学識経験者	澁谷 亨	ひろさき環境パートナーシップ21事務局長
2	メンバー	地域住民	神 尚紀	船沢小学校PTA会長
3	メンバー	地域住民	蒔苗 成之	船沢中学校PTA会長
4	メンバー	地域住民	佐藤 力雄	弥生町会長
5	メンバー	地域住民	神 聖子	地元農家
6	メンバー	地域住民	前田 聖子	地元農家
7	メンバー	地域住民	久保田 節子	船沢公民館長
8	メンバー	市民活動団体等	高田 敏幸	特定非営利活動法人岩木山自然学校代表
9	メンバー	市民活動団体等	阿部 東	弥生スキー場跡地問題を考える市民ネットワーク幹事(岩木山を考える会)
10	メンバー	市民活動団体等	竹浪 純	弥生スキー場跡地問題を考える市民ネットワーク事務局長
11	メンバー	市民活動団体等	堀内 弦	一般財団法人弘前市みどりの協会総務係長(樹木医)